原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (10月18日 現在)

		福島県		
		出荷制限	摂取制限	
	原乳	3/21~: (2市6町3村 ^{※1})	_	
野菜類	非結球性葉菜類			
	(ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23~∶(2市7町3村 ^{※2})		
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		3/23~: (2市7町3村 ^{※2})	
	アブラナ科の花蕾類	(ホウレンソウ、カキナは3/21~)		
	(ブロッコリー、カリフラワー等)	_		
	カブ		-	
	原木シイタケ (露地)	4/13~: (4市7町3村**3)		
		4/18~: (福島市)	4/13~:(飯舘村)	
		4/25~: (本宮市)		
	 原木シイタケ	10/18~:(二本松市) 7/19~:(伊達市)		
	(施設栽培)		_	
	(ADBY:NA E)		9/15~:(いわき市、棚倉町)	
	キノコ類 (野生のものに限る。)	9/15~: (11市21町11村 ^{※4}) (棚倉町、古殿町の菌根菌については、9/6から出荷制限)		
		L	9/20~: (南相馬市) 	
		10/18~: (喜多方市)	(棚倉町の菌根菌については、9/6から摂取制限)	
	たけのこ	5/9~:(2市1町 ^{※5})	_	
	/ナファー /ーデュ.\	5/13~: (2市2町1村 ^{※6})		
	くさそてつ(こごみ)	5/9~: (福島市、桑折町)		
	ウメ	6/2~: (福島市、伊達市、桑折町)	_	
		6/6~: (相馬市、南相馬市)		
	ユズ	8/29~: (福島市、南相馬市)	_	
		10/14~:(伊達市、桑折町) 9/20~:(伊達市、南相馬市)	_	
		9/20~:(伊廷印、南伯馬印) 4/20~:(全域)		
	1カナコの作品	1	4/20~:(主域)	
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6~:(秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)及び真野川)		
			_	
水産物		6/17~: (真野川(支流を含む。))		
	ウグイ	6/17~: (真野川(支流を含む。))	_	
		6/27~: (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))		
	アユ(養殖を除く。)	6/27~: (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	_	
肉				
N	十月	7/19~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)		
		茨城県	17 T- 417D	
	原木シイタケ(露地栽培)	出荷制限 10/14~:(土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市)	<u> </u>	
野菜類	原木シイタケ(施設栽培)	10/14~: (土浦市、鉾田市)	_	
その他	<u>茶</u>	6/2~: (29市8町2村 ^{※8})	_	
•		析木県		
		出荷制限	摂取制限	
肉	牛肉 ^{※7}	8/2~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)		
その他		6/2~:(鹿沼市、大田原市)	_	
で (0) (10)	************************************	7/8~: (栃木市)	_	
		千葉県		
		出荷制限	摂取制限	
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/11~: (我孫子市、君津市)		
その他	茶	6/2~: (野田市、成田市、八街市、富里市、山武市)	_	
		7/4~: (勝浦市)		
		神奈川県	IV 75_ 4.100	
1		出荷制限	摂取制限	
その他	茶	6/2~:(小田原市、真鶴町、湯河原町) 6/23~:(相模原市)	_	
	N.	6/27~: (中井町)		
		#####################################		
		出荷制限	摂取制限	
その他	茶	6/30~:(渋川市、桐生市)	125-124 ILLIES	
· - ·		宮城県		
		出荷制限	摂取制限	
肉	牛肉 ^{※7}	7/28~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	——————————————————————————————————————	
	1 7 4	岩手県		
			摂取制限	
肉		4/1~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	授以利收 —	
[73]	一 内	マ/・・・/上次の/ににい、小ツルツ/3四四		

- ※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、富岡町、大熊町、双葉町、浪
- ※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域 並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片 倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯舘村
- ※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、 飯舘村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
- ※4 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村
- ※5 伊達市、相馬市、三春町
- ※6 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村
- ※7 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請
- ※8 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那 珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村